

佐賀県告示第 278 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定による介護扶助のための介護予防を担当させ、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 54 条の 2 第 1 項の規定による介護支援給付のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成 30 年 7 月 17 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

- 1 指定年月日 平成 29 年 8 月 1 日
- 2 申請者の名称及び主たる事務所の所在地  
名称 医療法人山口内科クリニック 理事長 山口 俊介  
所在地 佐賀市大和町大字久池井 987 番地 4
- 3 事業所の名称、所在地及びサービスの種類  
名称 山口内科クリニック訪問看護  
所在地 佐賀市大和町大字久池井 987 番地 4  
サービスの種類 介護予防訪問看護